船橋市パブリック・コメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関する基本的な事項を定めることにより、市の施策の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) パブリック・コメント手続 市の重要な施策の策定に際し、当該施策の案その他必要な事項を公表して広く市民等から意見(情報を含む。以下同じ。)を募集し、その意見を考慮して意思決定を行う手続をいう。
 - (2) 実施機関 市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監 査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
 - (3) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者その他意見公募手続に 係る事案に利害関係を有するものをいう。
 - (4) 政策案等 次に掲げるものをいう。
 - ア 次に掲げる条例の規定の制定、廃止又は重要な改正に係る案
 - (7) 市の基本的な政策を定め、又は<u>個別の行政分野における施策の基本方針その他</u> 基本的な事項に係る規定
 - (4) <u>広く市民等に義務を課し、又はその権利を制限する規定</u>(市税、分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類するもの及び利用料金に関するものを除く。)
 - イ <u>市の基本的な政策</u>を定め、又は<u>個別の行政分野における施策の基本方針その他基</u> <u>本的な事項</u>を定める<mark>計画</mark>及びその重要な改定
 - ウ <mark>その他パブリック・コメント手続を行うことが適当であると実施機関が認めるも</mark> の

(政策案等の公表)

- 第3条 実施機関は、政策案等を決定しようとするときは、当該決定を行う前に、当該政 策案等の概要を公表するものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定による公表に併せて、次に掲げる資料を公表するよう努める

ものとする。

- (1) 当該政策案等の案を作成した趣旨、目的又は背景
- (2) 当該政策案等の案を作成する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) その他市民等が当該政策案等を理解するために必要な関連資料
- 3 政策案等の決定が次のいずれかに該当するものであるときは、第1項の規定は適用しない。
 - (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
 - (2) 実施機関の裁量の余地がないもの
 - (3) 意見を聴取する手続が法令等により定められているもの
 - (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるものがパブリック・コメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づくもの
 - (5) パブリック・コメント手続と同等の効果を有すると認められる手続を経たもの (政策案等の公表方法)
- 第4条 前条第1項又は第2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧若 しくは配布又はインターネットを利用した閲覧の方法により行うものとする。
- 2 実施機関は、前項に規定する方法のほか、必要に応じ、広報ふなばしへの掲載その他 実施機関が適当であると認める方法により、政策案等の概要及び前条第2項各号に掲げ る資料の全部又は一部を公表するよう努めるものとする。

(意見提出の期間及び方法)

- 第5条 実施機関は、第3条第1項又は第2項の規定による公表の日から30日以上の期間を定めて、市民等から政策案等についての意見の提出を求めなければならない。ただし、30日の期間を設けることができない特別の事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の意見の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参、送付又はファクシミリ装置を用いた送信
 - (2) 実施機関が指定する送信先への電子メールの送信
 - (3) その他実施機関が適当であると認める方法
- 3 実施機関は、第1項の意見の提出を受けようとするときは、市民等の住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)の記載を求めるものとする。ただし、実施機関が特に認めたときは、この限りでない。

(意見の考慮等)

- 第6条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策案等の決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により政策案等の決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方(船橋市情報公開条例(平成14年条例第7号) に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を公表しなければならない。
- 3 前項の規定による公表の方法については、第4条の規定を準用する。 (実施状況の公表)
- 第7条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により市民等に情報提供するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行の日以後に実施機関が策定する政策案等について適用し、この要綱の施行の際現に立案過程にある政策案等については適用しない。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。